

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 35 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年も残すところ僅かとなりましたが、弊事務所は、2017 年 12 月 23 日（土）から 2018 年 1 月 1 日（月）まで休業させていただき、2018 年 1 月 2 日（火）から新年の業務を開始いたします。次回のニュースレターは 2018 年 2 月からの配信を予定しております。本年も格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2017 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

## [Japan Practice 紹介サイト](#)

### 自由貿易協定による農業分野の事業機会拡大

豪州は、2017 年も総じて引き続き自由貿易主義を追求し、各国との自由貿易協定に関して様々な進展が見られました。これにより、農業をはじめとする生産・輸出産業にとって大きな事業機会の拡大につながっており、外国からの農業分野への投資も増加しています。

2015-16 年において、豪州からみて、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）当事国への有税農産物の輸出量は、全体の輸出量の約 3 分の 1 を占めています。TPP が発効すれば、TPP 域内で 98% の関税廃止につながるの見込まれており、牛肉、羊毛、乳製品、砂糖、ワイン、魚介類などの農産物の輸出業者にとって、大きなビジネスチャンスが生じます。

日本は豪州にとって二番目に重要な貿易相手国であり、日豪経済連携協定（日豪 EPA）により、現在、豪州の対日輸出品は、97 パーセント以上が無税または特惠税率により日本に輸出されています。

各種の自由貿易協定の最近の進展と今後の展望について解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら



## その他の注目のトピック

### ACT がタブコープの買収計画を再度承認

賭博業大手タブコープによる同業タツ・グループの買収計画が、2017年6月、豪州競争審判所（Australian Competition Tribunal、以下「ACT」）により承認されましたが、豪州自由競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）などが連邦裁判所に控訴した結果、連邦裁判所は ACT の判断を破棄し、ACT に事件を差し戻しましたが、ACT は再度この買収計画は賭博業市場の競争を制限せず、むしろ促進すると判断して、買収計画を承認しました。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

### トランスジェンダーの子供の権利保護

近時の同性婚の国民投票では支持票が反対票を上回り、豪州でも LGBT の権利をめぐる議論が深まっています。豪州では、2004 年以降、トランスジェンダーの子供がホルモン治療を受けるには、関係者の同意があっても裁判所の許可が必要でしたが、近時、家庭裁判所は本人、親、医者同意があった事案で、裁判所の許可を不要とする決定を行いました。裁判所の許可取得にはかなりの時間と費用を要しますので、トランスジェンダーの権利にとって大きな前進だと言えるでしょう。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

### サイバーアタックに対する対策

本年11月25日、Cash Converters International Limited は、オーストラリア証券取引所（ASX）に対して、サイバーアタックを受けたことを報告しました。同社は、匿名の第三者が顧客データに侵入したこと、もし顧客データを流出させなければ金銭を支払うよう要求されたことを報告しています。サイバーアタックのリスクと対策について解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

### 消費者法に関する裁判例

連邦裁判所は、アルガンオイルを含む整髪剤を製造販売する会社が商標侵害、消費者法違反等を理由として競業者を訴えた事案において、製品が自然（natural）であると表記するには概ね全て自然の原料を用いて製品を製造していなければ、消費者法に違反すると判断しまし

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

た。この裁判の概要と実務上の対応を解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## 任意管理制度の課題

倒産手続開始などを理由に契約の解除を可能とする契約条項（*ipso facto clause*）の効力停止（*stay*）に関するルールが新たに導入され、倒産手続の一種である任意管理（*voluntary administration*）の手続において企業価値の毀損が防止されることが期待されていますが、新ルールは2018年7月1日以降に締結される契約にしか適用がなく、また域外適用に関する規定がないなどの問題点が指摘されています。この点を含め、現在の任意管理制度の課題について解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## Strata Defects Regime（ニューサウスウェールズ州）

ニューサウスウェールズ州において、*Strata Schemes Management Act 2016* 上の *Strata Defects Regime* が2018年1月1日に施行されます。居住用又は一部居住用のマンション等 *strata properties*（区分所有権が設定される不動産）のデベロッパーは、建築契約の締結時または建築開始時に保証金を提供する義務を負うことになります。その概要と実務上の対応について解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## 協調行為の意義

競争法が改正され、新たに協調行為（*concerted practice*）という行為類型が禁止されるようになりましたが、近時、英国において、IPO（新規株式公開）の主幹事会社が値決めの前に価格に関する情報を共有したとして、協調行為として当局の調査を受けた事案があります。この事案を参考にしつつ、どのような行為が協調行為として禁止されるかについて解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの [リンク](#) から無料でダウンロードすることができます。

---

### 2017 年の法改正の動向 (2017 年 12 月)

加納弁護士が、「2017 年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。2017 年の重要な法改正（具体的には競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の 6 つのテーマ）のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの [リンク](#) から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

クレイトン・ユッツ法律事務所は、豪州で事業機会を求める投資家や事業者の皆様への情報提供を目的として、「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は [Doing Business in Australia](#)）」と題する小冊子を作成しています。今般、本稿を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。今般の改訂作業では、最近の外資規制や競争法・消費者法の法改正の動向を反映しました。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

### 「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」Vol. 39 - 2017 年 9 月・10 月号）

The Association for Real Estate Securitization (ARES)（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの [リンク](#)（ARES のウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 川合千秋  
直通電話：07-3292-7014  
メール：[ckawai@claytonutz.com](mailto:ckawai@claytonutz.com)



ロークラーク 中島真嗣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7432  
メール：[mnakajima@claytonutz.com](mailto:mnakajima@claytonutz.com)



ロークラーク 高橋輝好  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ttakahashi@claytonutz.com](mailto:ttakahashi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)